

第二次寝屋川市健康増進計画（素案） パブリック・コメント手続結果

- 意見募集期間：令和5年9月27日（水）から10月26日（木）まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	0件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	1件
・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの	0件
	意見の総数 1件 (提出者数 1人)

所属名：健康部 保健総務課

「第二次寝屋川市健康増進計画(素案)」への意見のあらましと市の考え方

番号	該当ページ	該当項目	意見のあらまし	市の考え方
1	61	第3章 基本方針に沿った取組 3 誰もが自然に健康になれるまちづくり (1) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	市が実施する健康増進に係る事業のほか、市民自らが企画及び実施する活動は、市民の社会参加を促し、心身の健康の維持及び増進につながる。「④ 取組」に「市民活動の振興」を追加してはどうか。	「市民活動の振興」を図り社会活動を促すことは、こころの健康の維持及び向上につながり、健康づくりに取り組む上で重要な視点のひとつであることから、「市民のめざす姿」や「課題」等において「社会参画の重要性」について記載しており、その視点は各取組に包含されていると考えていることから、原案のとおりといたします。

【以上1件の意見】